

定期点検業者選任・変更届

年 月 日

（あて先）

戸田市水道事業 戸 田 市 長

申込者 住 所  
氏 名  
電 話

減圧式逆流防止器設置基準を遵守し、下記のとおり増圧装置の定期点検業者を選任・変更 しましたので届出します。

記

- 1 設 置 場 所            戸 田 市 \_\_\_\_\_
- 2 建 物 名 称            \_\_\_\_\_
- 3 装置メーカー            \_\_\_\_\_ [形式] \_\_\_\_\_
- 4 管 理 人    (建物設備一般を管理する業者、団体（組合）等を含む。)
- 住 所
- 氏 名
- 電 話
- 5 点 検 委 託 業 者
- 住 所
- 氏 名
- 電 話

「減圧式逆流防止器設置基準」

- (1) 増圧装置以降は、一般的に配水管圧力より給水配管圧力のほうが高くなる。したがって、逆流防止器は、逆流防止機能の優れた減圧式逆流防止器に限定する。
- (2) 減圧式逆流防止器を含む増圧装置の前後には、維持管理を考慮し仕切弁を各1個、一次側仕切弁と減圧式逆流防止器の間にはストレーナーを設置すること。
- (3) 逆流防止器の定期点検は断水を伴うことから、ブースタポンプの定期点検と同時に行う等、一元的な管理が望ましい。また、定期点検に加えて必要に応じて「減圧式逆流防止器の定期点検仕様書」（案）を基に点検整備を行い、減圧式逆流防止器定期点検報告書（8号様式）を提出すること。

減圧式逆流防止器を含む増圧装置は、本市「給水装置工事施行基準」に基づき、1年以内ごとに1回、専門業者による点検を行って下さい。定期点検等、適切な保守が行われていないと認められる場合には、給水停止の対象となります。